



2025
大井松田ミニバイクレース
特別規則
V o l . 1

主催：株式会社 大井松田カートランド

2025 大井松田ミニバイクレース

特別規則書

第1章 総則

第1条 競技会の名称

2025 大井松田ミニバイクレース

第2条 競技会の開催クラス

0. ビギナークラス(スクーター、SP12等の初心者対象)

1. FN4-50クラス

2. FP 4ST(125スクーター)

3. SP12・SP17クラス

(SP12・SP17) *最低重量: 2st 126kg / 4st 129kg、重量不足の場合は失格。

4. オープンクラス(S80+MT改造クラス)

5. ビジネスバイク(100cc相当の排気量)

6. 体験クラス: 体験レース(走行会) ※エキシビションクラス

第3条 開催場所、開催日

開催場所: 神奈川県足柄上郡中井町鴨沢 456-2 大井松田カートランド

開催日: 2025年11月2日(日)

第4条 大会主催者

株式会社 大井松田カートランド

第5条 大会組織委員会、審査委員会、大会役員及び競技役員

公式プログラムにて示す

第2章 参加申し込み

第6条 参加資格 ※全クラス

健康かつレースに出場するに相応しい装備(注1.2)と良識的判断ができる者。

フラッグの意味を理解し、サーキットのルールとマナーを守れる者。

サーキット走行未経験者の場合、レース前に大井松田カートランドの練習走行にご参加できる者。

注1: 革製のツナギ・ブーツ・グローブ、フルフェイスヘルメット、脊椎パッド、ヘルメットリムーバー
チェストプロテクターは、推奨とする。

注2: ライダーの装備について、ヘルメットメーカー標準装備以外の改造・ツノ・シッポ等の付加突起物、
ツナギの上に着る衣類(Tシャツ等)は、安全面の観点から禁止とする。

第7条 参加申込み受付期間

- 1) 大会開催日を含まず7日前(10月26日)までとする。
- 2) 参加申し込みは、大会のオーガナイザー（本規則 第1章 第4条参照）とする。
- 3) 参加申し込みはホームページ上のWebエントリーと窓口とする。
- 4) Webエントリーのみ3週間前（10月21日まで）に申込が完了した場合、参加料は通常金額より1,000円割となる。
- 5) 窓口でエントリーをする場合は事務手数料として1,000円が別途必要となる。
- 6) モタスポ：下記QRコードから読み込んでください。



第8条 参加料

【 参加クラス 】	
エキスパート(FN4-50, FP 4ST, SP12・SP17, オープン)	¥9,000
ビギナークラス(スクーター、ミッション)	¥8,000
体験クラス(250cc 以下)	¥7,000
※参加料内訳(エントリーフィー、保険料、ポンダー(計測機)代)	

第9条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
- 2) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第10条 参加定員及び最低成立台数について

- 1) 大会運営上参加受付を制限する場合がある。その場合の優先順位は申込み順とする。
- 2) 各クラスのレース成立台数は3台以上とする。10台未満は、他クラスとの混走、別賞典になる場合がある。

第11条 ライダーズミーティング

- 1) タイムスケジュールに示された時間に、ライダーズミーティングを行う。
- 2) 必ずライダー本人が出席しなければならない。

3) 止むなく欠席・遅刻する場合は、事前に申請し、競技長の許可を受けなければならない。

＊遅刻によるペナルティとし、3,000 円とする。

第 12 条 参加車両

本特別規則書の安全規定およびその他の項目は以下の通りとし、準拠しているバイクであること。

1) バイクビギナークラス

ミニバイククラスの規定車両とする。インポートミニ 125 クラスは、桶川スポーツランドのインポートミニクラスに準拠とする。

2) F N4-50 スクータークラス

FN4-50 の車両規則を参照。

3) S P クラス (12, 17)

S P (12, 17) の車両規則を参照。

4) オープンクラス (S80+MT 改造クラス)

5) ビジネスバイク (100cc 相当の排気量)

6) 体験クラス (250cc 以下)

7) Gopro 等の撮影器具をつける場合、申請書に記入し車検時に提出して下さい。申請書が無い場合、取り外しの対象となる場合がある。

8) ウエイティングエリアにて車検シールが確認できない場合は、出走でないものとする。

[安全規定とは]

① レバーやステップの先端、マフラーの出口なども含め突起物が危険な状態でないこと。

② ガソリンやオイル、ラジエーター液が大気放出されない処置がされていること。

③ 不要なステー類がむき出しになっていないこと。

④ チェーンガードが確実に装着されていること。

⑤ 外装が確実に装着されていること。

⑥ ナンバー・保安部品は必ずとる事。

⑦ 主催者が危険と判断しない事など

⑧ ラジエーター・ガソリンキャッチタンクは、半透明を装着する

第 13 条 ゼッケンについて

ゼッケンベースの色については自由とするが、見やすい書体・色とし・蛍光色・淡い色・メタル調などの使用は禁止。

ゼッケンは先着順、第 1 希望、第 2 希望を記入

主催者判断で改善を求める場合がある。希望ゼッケンの場合は、事前に事務局に確認をする事。

3 面（アッパーカウル・両サイドシートカウル）に貼付け、走行前車検で合格になった物のみ使用可カウル形状が小さい場合は、フロント・リア 1 面の場合・サポートゼッケンを左右設ければ可。

＜文字サイズは、最低高（H）120mm 最低幅（W）50mm （1 番などの 1 桁は最低幅 25mm）＞

第3章 競技に関する規定

第14条 競技内容

- 1) 競技とは参加受付、公式車検、ライダーズミーティング、開会式を含む。
- 2) 公式練習 10 分
- 3) タイムアタック 10 分
予選：24 台を超えたら AB 決勝の上位 10 台決勝進出→27 台を超えた場合は敗者復活戦(レース)を行い上位 4 台が決勝進出。25～26 台の場合は予選落ちとする。
- 4) 決勝ヒート 体験クラス 8 周、ビギナークラス 12 周、FN4-50、M、SP クラス 15 周

*参加台数 24 台。

*参加台数 25 台以上の場合、A/B 決勝としタイムアタック上位 60%を A 決勝、それ以外を B 決勝とする（小数点切り捨て）

B 決勝の周回数は、A 決勝の 80%として開催するがクラス数や天候、日照時間により変わる場合がある。

< 例：A 決勝 15 周の場合 B 決勝 12 周 >

第15条 公式練習、タイムアタック、決勝のスタート。すべてのヒートのショートカットは禁止とする。

公式練習、タイムアタック：ウエイティングエリアからのスタートとしグリーンフラッグにて計測開始スタート合図とする。

計測開始（スタートの合図）は、日章旗で行う。

*参加できない場合タイムトライアル失格とし、決勝ヒート最後尾となり、複数台いる場合はゼッケン順とする。

決勝ヒート

- 1) 各クラス、スタンディングスタートとする。ウォームアップに間に合わない者やスタート時にグリッドより、スタートできなかった者は、ピットスタートとする。
- 2) 全てのクラス共に、決勝ヒートは、1 周もしくは 2 周（当日の気温等により変わる）のウォーミングラップの後、コントロールラインよりスタンディングスタートとする。
- 3) スタートの合図はシグナルで行い、全車一斉にスタートするものとする。シグナルを使用する場合は、赤点灯から消灯でレーススタートとする。
- 4) スタート後、先頭の車両が 1 周しスタートラインを通過するまでにスタートできない者は当該ヒートを出走することはできない。
- 5) ピットスタート

ピットスタートとは、本コースよりスタートすべき車両全てが 1 コーナーに進入し終えた後、旗またはシグナルによって、ピットロードコントロールライン上よりスタートすることを言う。

フライングフライングした者にフライングボードと共にゼッケンボード提示する。*ピットインはしなくてよい。 **レース終了後に所要時間に 15 秒加算が科せられる。(タイムペナルティ)**

6) 中断

フォーメーションラップ開始後、複数台以上の故障車またはトラブルが発生した場合は、競技長の判断のもと赤旗を用いて、当該フォーメーションラップを中止する場合がある。

条 16 条 フィニッシュ

各レースの 1 位の者がチェッカーフラッグを受けてから 2 分でレースを終了する。完走者のみを入賞の対象とする。完走者とは規定周回数の 1/2 以上を走行した者とする。

第 17 条 順位の決定

- 1) 順位は、チェッカーを受けた順によって決定する。

コントロールラインを通過する時はライダーとマシンと一緒に通過しなければならない。(押して通過してもよい)

- 2) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。

- (1) チェッカーを受けた完走者 (規定周回数の 2 分の 1 以上を完了しチェッカーを受けた者)

同一周回数の場合は、その周回を先に完了 (コントロールラインを通過) した者を優先する。

- (2) チェッカーを受けない完走者 (規定周回数の 2 分の 1 以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)

- (3) 不完走者 (チェッカーに関わらず、規定周回数の 2 分の 1 以上を完走していない者) 順位はつくがポイントはつかない

- (4) 失格者 (5) 不出走者 *失格者、不出走者には順位はつかないものとする。

- 3) レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある。

第 18 条 レースの成立

レースの成立はクラス区分ごとに 3 台以上の車両が出場しなければならない。但し、10 台未満のクラスは、混走賞典別となる場合がある。(オーガナイザー判断とする。) レースは 1 位の者が規定周回数の 2/3 を消化した時点で成立とする。従って 2/3 以上を周回した場合の赤旗などによる途中 中断は、その前週の着順をもって成立とする。

規定周回数の 2/3 未満で中断した場合、以下のいずれかの方法で再スタートする。

- 1) 赤旗中断以前の順位、ペナルティ等すべて無効とし規定周回数により再スタートする。
- 2) 赤旗中断の 1 周前の順位により、スターティンググリッドを決定し、残り周回数のレースを行う。
- 3) 大会審査委員会が競技続行不可能と判断した場合、中断の 1 周前の順位をもってレース終了とする。

第 19 条 再車検 (抗議があった場合、又は抜き打ちの場合のみ行う)

レース終了後入賞車両を、車両保管する。また、入賞車両はエンジンを分解し排気量を測定するほか、規定を超える改造などについて検査を行う場合がある。参加者は車検長の指示に従い分解し検査に出さなければならない、これに拒否する場合には失格となる。検査の結果において規定に反する事項があった場合は失格とする。

第 20 条 公式練習・タイムトアタック及びレース中における規則

- 1) 正当と認められる理由がない限り必ず参加しなければならない。また、参加が不可能な場合は不出走届けを大会事務局へ提出しなければならない。
- 2) コースは常に先入者を優先とし、追い抜きする者は前方の車を妨害してはならず、また前方の車は後方の車の進路を無理に妨害してはならない。
- 3) 大会役員が違反、妨害行為（プッシング、ブロッキング、その他の非スポーツマン的行為）とみなした者にはペナルティを科す。さらにその行為が 2 回以上に及ぶ時は競技失格とする。
- 4) いかなる場合においても逆走してはならない。但し、コース役員の指示がある場合は除く。
- 5) レース中やむを得ない場合を除きコースを外れてショートカットをする事は認められず、当該行為はペナルティの対象となる。
- 6) 衝突を避ける為にやむを得ずコースアウトした場合はその最も近く、かつ安全な場所からコースに復帰しなければならない。
- 7) スタートを含めてレース中にコース内に停止した車両の選手は他の選手に自分が動かないことをアピールしそれらが通過した後に車両を安全な場所に移動しなければならない。さらに他を妨害することなく自力で再発進出来る場合のみレースに復帰できる。
- 8) コース上における再発進などは自分自身のみが行うこと。また、選手は出走時工具などを携帯してはならない。
- 9) 選手が修理の為ピットに向かう場合コース沿ったグリーン上を周回方向にのみ車両を押して移動する事ができる。
- 10) コース上でリタイヤする選手はコース外の安全な場所に車両を移動しレース終了までヘルメットを装着した状態で待機する。また、近くのコース役員にリタイヤの旨を伝えること。
- 11) ピットイン・ピットアウトは決められた場所で行わなければならない。コースインの際イエローラインカットはペナルティの対象となる。
- 12) レース中にパドック（ショートカットを含む）に入った車両はレースを放棄したものとみなし再びコースに入る事は許されない。
- 13) レース中に事故などに遭い故障があると思われる車両は安全検査の為、役員により停止を命じられる場合がある。また、危険とみなされた車両はレースから除外される場合がある。
- 14) 参加選手の補助に関してはコースマーシャルのみが対応する事ができる。
レースがスタートしてからピットクルー親権者等などがコース内に入った場合には競技者にペナルティを課すことがある。
- 15) レース進行中の大会役員及びコース員の裁定に対しての抗議は、これを一切受け付けない。

第 21 条 その他競技に関する一般事項

- 1) スタート合図は、オーガナイザーの旗または信号を用いる場合がある。
- 2) コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
- 3) 競技長が反則または妨害行為とみなした者については、ペナルティを科す。さらにその行為が 2 回以上に及ぶときは失格とする。
- 4) ライダーサインは次の通りとし、これを怠った者についてはペナルティが科せられることがある。

①コース上で停止した場合のサインは、片手を頭上に高く上げる。

②ピットイン・ピットアウトのサインは左手を頭上に高く上げる。

③スローダウンするライダーは、左手を高く上げる。

5) 公式練習、タイムアタック及びレース中（フォーメーションラップを含む）コース上で停止した場合は、他を妨害することなく自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。

6) レース中は、コースを外れてショートカットまたは、パドックに戻ることは認められず、当該行為はペナルティの対象とする。

7) 公式練習、タイムアタック及びレース中（フォーメーションラップを含む）にリタイヤしたライダーは、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで車両から離れてはならない。また、その際にヘルメットは装着していること。

8) 競技中の燃料補給は禁止とする。

9) 消火器の携帯

各ライダーは全ての競技において、下記の条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。
またピット・パドックでの火気厳禁の徹底に努めなくてはならない。

第22条 レースの終了

レース着順1位の者がフィニッシュライン通過後2分以内にバイクが自力で同ラインを通過した者はそのラップが加算される。

第4章 ピットに関する事項

第23条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、これに違反した場合は、当該ヒート失格となる。

第24条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内で作業し得る者は当該クラスに出場しているライダーとピットクルーのみとし、ピットクルーは指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。

【公式練習・タイムアタック中の再コースインについて】

*マシントラブル等でピットインした車両は、再コースインは可能です。各自のパドックでの作業も可能。

【決勝中、再コースインについて】

*決勝中は、トラブル等の車両は、各自のピットには戻れない。

ピットインしピット作業エリアで作業が認められる。

自ピットに入った場合は、リタイア扱いとし再コースインは認められない。パドックに戻った時点でリタイアとみなされます。

決勝中、燃料の補給をしてはならない。

【 ピット作業エリア 】

ヒート中の作業はコントロールタワー横の屋根前のピット作業エリアのみ認められる。

【 サインエリアでのサイン出し 】

サインエリアで、走行中のライダーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルー 1 名に限ります。

のサインエリア内では、サンダル・クロックスは禁止となります。

必ずピットクルーパスの必着。パスが無い場合は、ウェイティングエリア・グリット・サインエリアには入れません。

第 25 条 ピット内

ピットにおける火気の使用禁止はする。燃料容量は 20 リットル以内消防法に適合した金属製携行缶でなければならない

第 26 条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとする。

- 1) 該当クラスは車両保管を行う（再車検は特定しない）。保管が解除になったバイクは速やかに引き取らなければならない。
- 2) 保管時間は 15 分以上、所定の場所で行なわれる。
- 3) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、再車検を行う権限を保有するものとする。

技術委員が検査を行う際ライダーもしくはその代理人が責任を持って車両の分解及び組立を行わなければならないただし関係役員、ライダー及び代理人以外は車検に立ち会うことはできない。

- 4) 技術委員が行う本条項の再車検に応じない場合は失格とされる。上記に対する違反は、競技長によって勧告され、大会審査委員会によりペナルティが科せられる場合がある。

第 5 章 ペナルティに関する事項

第 27 条 ペナルティ

- 1) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 2) 罰金は、成績に対するペナルティまでに至らない程度の違反に適用される。
- 3) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用する。
- 4) 順位降格ペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝レースに与えらる。
- 5) 失格は下記の反則行為に科せられる。
 - (1) 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - (2) 故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - (3) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した場合に科せられる。
 - (4) 与えられたフラッグサイン無視。
- 6) ポイントの剥奪及び出場停止は、下記の反則行為に科せられる。

本大会及び他のコースにおいて重大な違反を犯したライダーに対して適用される。

7) フライングスタートした選手は、レース終了後に所要時間に 15 秒加算が科せられる。(タイムペナルティ)

8) **車載カメラについて、車載カメラを搭載する場合は必ず主催者に申請用紙を提出し、カメラ装着状態で車検を受けること。**

カメラ固定の為のステー追加, ワイヤリングなどを施し転倒時に影響を及ぼさない場所に脱落破損しないように確実に取り付ける事。

ヘルメットへの装着は、安全上禁止とする。脱落した場合は、危険行為として当該ヒート失格とする。

車載カメラで撮影したものは私的鑑賞目的に限られ、競技の抗議資料としての利用は認めない。また営利目的での撮影を禁ずる。

第6章 抗議に関する事項

第28条 抗議

参加者は自己が不当な処置をされていると考えられる時、競技長を経由し大会審査委員会あてに理由を明記した文書によって抗議することが出来る。また、抗議に対する裁定は大会審査委員会が下したものを最終決定とする。

主催者の判定に異議がある場合は、書面をもって抗議料を添付の上、競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。

抗議提出の時間制限

①競技に関する抗議：当該、暫定結果発表後20分以内 ②車両に関する抗議：自己のバイク車検終了後15分以内。

第29条 抗議料 10,000円

第7章 成績及び賞典に関する事第31

条 成績決定および賞典。

- 1) 決勝ヒートの順位により決定する。
- 2) 3台未満の場合、他クラスと混走したクラスは、楯の授与のみ。正賞および副賞は無いものとする。
- 3) 出走台数により賞典を制限する。(別表 賞典表を参照)

第9章 広告に関する事項

第33条 広告

- 1) ゼッケンプレートに広告を表示することは認めない。
- 2) オーガナイザーは、下記のものに対して抹消する権限を有し、オーガナイザーが認めたスポンサーのロゴステッカーの表示は、ライダーはこれを拒否することはできない。
(1) 公序良俗に反するもの。 (2) 政治・宗教に関連したもの。

第10章 その他の一般事項

第34条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品及びコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) ライダー、ピットクルーは、コース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を了解していなければならない。

第35条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなく拒否することができる。
- 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 3) 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- 4) 全てのライダー/ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

第36条 大会の延期及び中止

オーガナイザーは大会の一部あるいは全部を延期、中止またはとりやめる事ができる。

天候などにより中止になる場合は事務手数料 1,000 円を差し引いた金額が返還される。

なおライダーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を保有しない。

さらに、オーガナイザーは大会審査委員会承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第37条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知掲示板にて示される。

第38条 誓約書の署名

ライダーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第39条 本規則の解釈

本規則の解釈並びに競技の細則に関する疑義については、事務局宛に質問できる。

第40条 本規則の違反

本規則に対する違反は、大会審査委員会の決定により宣告される。

第41条 本規則の効力

本規則は、参加申し込み受付と同時に効力を発する。

第42条 燃料

- (1) 通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。

- (2) ガソリン及びエンジンオイルについて予告なく抜き打ち検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う場合がある。この場合、ライダーは必ずその指示に従わなくてはならない。尚、採取したタンク内の燃料を所定の検査機関に出し、違反が認められた場合、検査費用はライダーが負担するものとする。
- (3) オーガナイザーはガソリン及びエンジンオイルの銘柄指定及び給油方法等を指定する場合がある。この場合の詳細事項は公式通知に示す。

第43条 給油

レース中の給油は、特別規則に規定されている場合を除き、禁止される。ピットに燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携帯缶に保管する事とし、総量20リッター以上の燃料を持ち込むではない。

【別表 賞典表】

【FN4-50、FN50、FP 4St、SP12、17、オープン、ビジネス クラス】					
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
3 台	トロフィー				
	回数券¥2,000				
4～6 台	トロフィー	トロフィー	トロフィー		
	回数券¥3,000	回数券¥2,000	回数券¥1,000		
7～9 台	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	
	回数券¥4,000	回数券¥3,000	回数券¥2,000	物品	
10 台以上	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー
	賞金 ¥5,000	賞金 ¥4,000	賞金 ¥3,000	物品	物品
15 台以上	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー
	賞金 ¥10,000	賞金 ¥8,000	賞金 ¥5,000	物品	物品

【ビギナー、体験クラス】					
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
3 台	トロフィー				
	回数券¥1,000				
4～6 台	トロフィー	トロフィー	トロフィー		
	回数券¥2,000	回数券¥1,000	物品		
7～9 台	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	
	回数券¥4,000	回数券¥3,000	回数券¥2,000	物品	
10 台以上	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー
	回数券¥5,000	回数券¥4,000	回数券¥3,000	物品	物品
15 台以上	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー
	回数券¥6,000	回数券¥5,000	回数券¥4,000	回数券¥3,000	回数券¥2,000

2025 年 9 月 29 日 制定

2025 年 9 月 30 日 施行